

最低価格落札方式

入 札 説 明 書

各官署で使用する灯油の購入契約 (中信地域)

【電子調達システム対応案件】

本入札では、原則『入札～契約』手続きを電子調達システム（G E P S）で行います

＜G E P S利用による利点＞

- * 入札書類提出時の訪問や発送、入札会場での立ち合いが不要！
- * 契約書作成にかかる印紙税及び発送費用の削減！
- * 紙媒体による書類紛失等の未然防止！

ご利用の方はサイトURLよりアクセスください ⇒ <https://www.p-portal.go.jp>

長野労働局総務部総務課

「各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）」に係る入札については、この入札説明書による。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 東 尚史

◎調達機関番号 017

◎所在地番号 20

2 調達内容

(1) 灯油

(2) 調達件名及び予定数量 別冊入札仕様書による。

(3) 調達件名の特質等 別冊入札仕様書による。

(4) 納入期限 別冊入札仕様書による。

(5) 納入場所 別冊入札仕様書による。

(6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 照会窓口

問い合わせ先

〒380-8572 長野県長野市中御所 1-22-1

長野労働局総務部総務課会計第一係 馬庭

電話：026-223-0550（内線 2439） メール：kaikeidail-20@mhlw.go.jp

4 質問等

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに行うこと。

① メール（電話による質問は不可）

質問の送信先アドレス kaikeidail-20@mhlw.go.jp

・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。

・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。（セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合がある）

② 照会窓口を持参

(2) 質問の期限：令和8年10月14日（水）17時まで

(3) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札書の提出期限まで照会窓口にて閲覧に供する。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条および71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
 - (イ) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ③ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
 - ④ 社会保険等への加入義務があるにもかかわらず加入をしない者
 - ⑤ 社会保険料等の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納がある者
 - ⑥ 過去 3 年以内に契約違反・契約不履行等により契約解除のあった者
 - ⑦ 別紙－ 4 と別紙－ 5 を提出しない者及び記載事項に抵触する者

※社会保険等とは、厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。
 - (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (4) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
 - (5) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で、「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は次のとおり。
- 〒380－8572 長野県長野市中御所 1－22－1
 長野労働局 総務部 総務課 会計第三係 Tel：026-223-0550
 Fax：026-223-0587
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、また障害者雇用率を下回っている場合にあつては障害者雇用率の達成に向けて、障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (7) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

6 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、電子調達システムを利用し難い理由がある場合は、別紙－ 6 により令和 8 年 10 月 20 日（火）正午までに申し出る必要があること。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和 8 年 10 月 20 日（火） 17 時 00 分

電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和8年10月21日（水） 11時00分

（郵送の場合は、電子調達システムによる場合と同一期限までに到着するよう送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

② 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所

〒380-8572 長野県長野市中御所 1-22-1

長野労働局 総務部 総務課 会計第一係 馬庭 Tel : 026-223-0550

② 入札書の提出方法

入札書は別紙-1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局 総務部長 と記載）及び「**令和8年10月21日開札 各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）の入札書在中**」と**朱書**しなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「**令和8年10月21日開札 各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）の入札書在中**」旨**朱書**し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、上記6(2)②宛に入札書の受領期限までに送付し、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時まで別紙-2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年10月21日（水） 11時00分

長野労働局 4階相談室

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札場を退場することができない。

(2) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、即時に再度の入札を行う。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書 5 の競争参加資格を有することを証明する書類（別紙－3 を参照）を **令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）正午**までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書 6 (1) 又は (2) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 5 の競争参加資格及び入札仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

最低価格の入札者となった場合でも、入札参加適合条件証明書等に虚偽の真実が確認された場合、また、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

① 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

② 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 電子入札により応札した事業者の場合、契約書は原則電子契約によるものとする。

③ 紙媒体により契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

④ 上記③の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

⑤ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。（電子契約の場合は押印不要）

(5) 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に契約金額を支払う。

(6) 通信障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ ホームページ <https://www.geps.hq.admix.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 6 (2) ② の入札書の提出場所に連絡すること。

(7) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(8) 留意事項

担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

◎ 様式等

- ・別冊 入札仕様書
- ・別紙－1 入札書
- ・別紙－2 委任状
- ・別紙－3 競争参加資格確認関係書類
- ・様式 1 入札参加適合条件証明書
- ・様式 2 保険料納付に係る申立書
- ・別紙－4 誓約書
- ・別紙－5 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・別紙－6 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・別紙－7 契約書（案）

以下、この頁余白

入 札 書

「各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）」について、下記金額により
入札します。

¥ .－（消費税抜き）

（参考）

灯油 税抜き単価 円／L×24,700L＝ 円／L

税込み単価 円／L

（注1）配達価格であること。

（注2）単価は小数点第一位までとすること。

（注3）入札金額に小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てること。

上記のとおり、入札説明書及び入札仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 殿

委 任 状

代理人氏名_____

私は、上記の者を代理人と定め、本入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- 2 入札適合条件を満たすことを証した書類（様式1）
- 3 保険料納付に係る申立書（様式2）
- 4 労働保険及び社会保険の保険料の納付が確認できる書類（直近納付分）
 - （1）労働保険（労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・領収証書等）
 - （2）社会保険（保険料の領収証書の写し、年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認（申請）書等により保険料が納入したことがわかる資料）
- 5 誓約書（別紙―4）

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること
- 6 自己申告書（別紙―5）
- 7 電子調達案件の紙入札方式での参加について（別紙―6）

※電子入札の場合は提出不要

【提出部数 各1部】

【提出期限 令和8年10月20日（火）正午まで】

令和 年 月 日

入札参加適合条件証明書

貴部局発注の入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し、入札公告に基づき、入札説明書5(1)、(2)の各項目について該当が無いことを証明し、入札に参加いたします。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(連絡先担当者名)

(連絡先電話番号)

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(連絡先担当者名)

(連絡先電話番号)

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

誓 約 書

当社は下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

所 在 地
代表者名

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

入札件名：各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

入札件名：各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）

貴部局発注の入札案件について、下記のとおり電子調達システムを利用することができないため、紙入札方式により参加いたします。

記

1 電子調達システムを利用できない理由

（記入例：電子調達システムに対応する準備ができていないため）

2 今後の電子調達システム利用に向けた取組状況

（記入例：現在、電子証明書の取得に向け準備している状況である）

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX

03-3595-2121

入 札 仕 様 書

- 1 件 名 各官署で使用する灯油の購入契約（中信地域）
- 2 契約期間 本契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 本契約における灯油の納入場所及び契約期間中の使用予定数量は、以下のとおりであること。
なお、予定数量は見込数量であり、契約は単価契約となるため購入数量を保証するものではない。

官署名	所在地	予定数量 (L)	タンク形式 容量 (L)
松本労働基準監督署	松本市島立1696	8,900	地下：800L
岡谷労働基準監督署	岡谷市中央町1-8-4	300	地下：950L(※)
大町労働基準監督署	大町市大町2943-5	100	ポリタンク
大町公共職業安定所	大町市大町2715-4	2,400	屋外：990L
諏訪公共職業安定所	諏訪市上川3-2503-1	100	ポリタンク
諏訪公共職業安定所 岡谷出張所	岡谷市中央町1-8-4	12,900	地下：950L(※)
合 計		24,700	

※両官署とも岡谷合同庁舎内に所在し、タンクは共有である。

- 4 灯油の品質はJIS規格を満たすものとする。
- 5 上記3の納入場所官署から依頼があったときは、依頼日の翌々日（閉庁日を除く）までに必要量を配達及び納入すること。また、納入の都度、納品年月日、納入場所及び納入数量を記載した納品書を作成し、納入先官署へ書面により交付すること。
- 6 灯油の各販売単価は、納入場所にかかわらず同一単価とすること。
- 7 代金の請求については、1か月分を取りまとめて請求書を提出すること。なお、請求書には納入先ごとの納入数量を記載した内訳書を添付すること。
- 8 入札書には、灯油単価に予定数量を乗じた金額を記載すること。